

# 町からのお知らせ



## 保存版 ごみの分別品目早見表をリニューアルしました

「保存版 ごみの分別品目早見表」につきまして、この度内容を刷新してリニューアルしましたので、町民の皆様に配布いたします。

住民の皆さんには、改めて内容をご確認いただき、正しくごみを分別し、ごみの減量化と持続可能な社会の実現にご協力をよろしくお願いいたします。

(住民課 住民活動・環境係 Tel82-2164)

## 興部町会計年度任用職員の公募について

興部町では、給食センターに勤務するフルタイムおよびパートタイム会計年度任用職員を次のとおり募集いたします。

### 【フルタイム】

- 職 種 給食調理員（1日勤務）
- 採用人数 2名
- 採用期間 採用日から令和8年3月31日
- 勤務場所 学校給食センター
- 勤務時間 月曜日～金曜日 8:00～16:45
- 報酬額 月額給 183,500円

### 【パートタイム】

- 職 種 給食調理員（半日勤務）
- 採用人数 1名
- 採用期間 採用日から令和8年3月31日
- 勤務場所 学校給食センター
- 勤務時間 月曜日～金曜日 13:00～16:00
- 報酬額 時間給 1,130円

◎応募締切 4月25日（金曜日）17:15まで

- 応募条件 興部町内に在住、または在住可能な方
- 申込先 総務課 総務係
- 提出書類 履歴書（写真付） 1通
- 選考方法 書類選考または面接により決定

■お問合せ 興部町役場 総務課 総務係 Tel82-2131

## 「全国瞬時警報システム（Jアラート）」の 全国一斉情報伝達試験について

Jアラートによる情報伝達時の不具合発生を抑制し、非常時に備えるため、今年度については国による試験を下記のとおり実施予定とする通知がありましたのでお知らせいたします。

### ◆実施予定日時

- ①令和7年 5月28日（水曜日）11:00 予備日：6月25日（水曜日）
- ②令和7年 8月20日（水曜日）11:00 予備日：9月10日（水曜日）
- ③令和7年 11月12日（水曜日）11:00 予備日：12月3日（水曜日）
- ④令和8年 2月6日（金曜日）11:00 予備日：2月20日（金曜日）

なお、実施日が近づきましたら、事前に「町からのお知らせ」で周知いたしますのでご確認ください。

このシステムは、国民保護、地震、津波、気象、災害、武力攻撃などの発生時に迅速に対応するため、消防庁から発信される情報を役場の機器で受信し、住民に防災スピーカー等を通じてお知らせするものです。

※情報伝達試験は、住民の方々に参加・行動をお願いするものではありません。

(住民課住民活動・環境係、総務課情報防災係)

## 令和7年度 危険物取扱者試験・消防設備士試験のご案内

令和7年度第1回危険物取扱者試験および第1回消防設備士試験が下記の日程により実施されますので、お知らせいたします。

受験希望の方は紋別地区消防組合消防署興部支署予防係までお問い合わせ下さい。

また、インターネットによる受験申請（電子申請）をされる方は、(財)消防試験研究センターのホームページ（<https://www.shoubo-shiken.or.jp>）をご覧ください。

※紋別市での危険物取扱者試験は第2回（6月15日）と第6回（11月16日）に実施いたします。

◎試験日 5月18日（日曜日）

○受験願書の受付期間 【書面申請】4月3日（木曜日）～4月10日（木曜日）  
【電子申請】 同上

○試験の種類および試験地

区 分	試験の種類	試 験 地
危険物取扱者試験	甲種 乙種（第1～6類） 丙種	函館市・旭川市・北見市・帯広市・釧路市
	乙種（第1～6類） 丙種	小樽市・岩見沢市
消防設備士試験	甲種（第1～5類） 乙種（第1～7類）	札幌市・函館市・旭川市・北見市・帯広市 釧路市

■お問合せ 紋別地区消防組合消防署興部支署 予防係 Tel82-2136

# 各種福祉手当制度のご案内

手 当 名	児 童 扶 養 手 当	特 別 児 童 扶 養 手 当	障 害 児 福 祉 手 当	特 別 障 害 者 手 当		
受 給 者	支給要件に該当する児童(18歳到達後の3月31日までの者または障害児(20歳未満)の父または母、その他養育者。 以下の場合は受給できません。 ①児童が日本国内に住所を有しない。 ②児童が里親に委託されている。 ③受給者が日本国内に住所を有しない。	支給要件に該当する障害児(20歳未満)の父または母、その他養育者。 以下の場合は受給できません。 ①養育している児童が日本国内に住所を有しない。 ②養育している児童が障害を支給事由とする年金等を受給している。 ③養育している児童が施設に入所している。 ④受給者が日本国内に住所を有しない。	重度障害児(20歳未満)本人。 以下の場合は受給できません。 ①障害を支給事由とする給付等を受給している。 ②障害者施設に入所している。	重度障害者(20歳以上)本人。 以下の場合は受給できません。 ①障害者施設に入所している。 ②病院または診療所に継続して3カ月を超えて入院している。		
支 給 要 件	①父母が婚姻を解消した児童	※身体(下記の障害や、内部障害(心臓や腎臓等))、精神、知的、その他疾患の障害の程度により認定され、認定基準には細かな規定があり、規定の診断書に基づいて決定されます。 ※下記は認定基準の抜粋項目となりますので目安として御参照願います。				
	②父または母が死亡した児童	障 害 別	1 級	2 級		
	③父または母が一定程度の障害の状態にある児童	眼	両眼の視力の和が0.04以下のもの	両眼の視力の和が0.08以下のもの	両眼の視力の和が0.02以下のもの	「表A」の障害が2つ以上ある方または、「表A」の障害が1つと「表B」の障害(表Aと異なる障害)が2つ以上ある方。 表 A 表 B
	④父または母が生死不明の児童	聴 覚	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの	両眼の視力の和が0.04以下のもの 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
	⑤父または母が1年以上遺棄している児童	平 衡 機 能		平衡機能に著しい障害を有するもの		平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
	⑥父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童	そしやく・嚙下機能		そしやくの機能を欠くもの		そしやく機能を失ったもの
	⑦父または母が1年以上拘禁されている児童	音 声 又 は 言 語 機 能		音声または言語機能に著しい障害を有するもの		音声または言語機能を失ったもの
	⑧婚姻によらないで生まれた児童	上 肢	両上肢の機能に著しい障害を有するもの 両上肢のすべての指を欠くもの 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの	両上肢のおや指およびひとさし指または中指を欠くもの 両上肢のおや指およびひとさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 一上肢のすべての指を欠くもの 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの	両上肢の機能に著しい障害を有するもの 両上肢のすべての指を欠くもの	両上肢の機能に著しい障害を有するもの 両上肢のすべての指を欠くもの 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	⑨遺棄などで父母がいるかいないかが明らかでない児童	下 肢	両下肢の機能に著しい障害を有するもの 両下肢を足関節以上で欠くもの	両下肢のすべての指を欠くもの 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 一下肢を足関節以上で欠くもの	両下肢の用を全く廃したもの 両大腿を2分の1以上失ったもの	両下肢の機能に著しい障害を有するもの または両下肢を足関節以上で欠くもの
		体 幹	体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの	体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの。	体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの
	肢 体 の 機 能	身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの			
	そ の 他	上記のほか、内部障害(心臓、肝臓等の臓器、呼吸器、血液疾患等)、精神、知的の障害であって、前各号と同程度以上の場合など				
申 請 書 類	児童扶養手当認定請求書 養育費等に関する申告書 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書 同居扶養義務者に関する調書 同意書(所得状況等の確認) 住民票(世帯全員) 戸籍謄本 振込先のわかるもの 年金手帳 振込先のわかるもの マイナンバーのわかるもの	特別児童扶養手当認定請求書 特別児童扶養手当認定診断書(障害別) 特別児童扶養手当振込先口座申出書 同意書(所得状況等の確認) 住民票(世帯全員) 戸籍謄本 振込先のわかるもの 身体障害者手帳 療育手帳 マイナンバーのわかるもの	障害児福祉手当認定請求書 障害児福祉手当認定診断書(障害別) 障害児福祉手当所得状況届 同意書(所得状況等の確認) 住民票(世帯全員) 戸籍謄本 振込先のわかるもの 身体障害者手帳 療育手帳 マイナンバーのわかるもの	特別障害者手当認定請求書 特別障害者手当認定診断書(障害別) 特別障害者手当所得状況届 同意書(所得状況等の確認) 住民票(世帯全員) 戸籍謄本 振込先のわかるもの 身体障害者手帳 療育手帳 マイナンバーのわかるもの		
※その他状況に応じて必要書類が追加される場合がありますので申請される際は事前にご連絡等によりご確認ください。						
手続き先:福祉保健総合センター「きらり」内 福祉保健課社会福祉係(Tel.82-4120)						

## ご利用ください、町の制度 重度身体障害者に対するハイヤー料金の助成制度

興部町では重度身体障害者の方に対して、ハイヤー等乗車料金の助成をしています。制度の内容は、以下のとおりです。

〈主旨〉

身体障害者の生活圏の拡大と社会参加の促進を目的に、町内に事業所を有するハイヤー事業者、福祉輸送事業者が運行するハイヤーおよび介護タクシーを利用した場合の乗車料金を助成いたします。

〈利用可能事業所〉 ONPO法人わたぼうし（興部町仲町）Tel82-7733  
○興部交通（有限会社下村運送）（興部町春日町）Tel82-2255

※予約等、ご利用については事業所へ直接お問い合わせください。

〈対象者〉 町内に住所を有し、次に該当する障害で身体障害者手帳の交付を受けている方

○下肢障害（1～2級） ○体幹障害（1～2級）  
○視覚障害（1～2級） ○心臓機能障害（1・3級）

※障害者本人によるハイヤー等の利用が困難な場合は、同居している家族の方

〈助成額〉

住んでいる地区に応じて、助成券の枚数を年間36枚、54枚、90枚の3種類に別けて交付します。年度途中での交付については月割りの枚数となります。（助成券1枚は乗車基本料金相当額です） ※助成券は、1度に何枚使用してもかまいません。

〈申請先〉 福祉保健総合センター「きらり」内 福祉保健課 社会福祉係 または 沙留出張所

■お問合せ 福祉保健課 社会福祉係 Tel82-4120

## 興部町高齢者等外出支援ハイヤー等利用助成制度

興部町では高齢者等が日常生活に必要な交通手段の確保と外出の機会を持つことで、健康維持や介護予防などが図られることを目的として、ハイヤー等利用料金の一部を次のとおり助成いたします。

〈対象者〉

①町内に住所を有する、**満75歳以上の方**（来年3月末までに満75歳に到達する方を含む。）

②**満65歳以上で自主的に自動車運転免許証を返納した方**

※必要書類：運転経歴証明書または取消通知書の写し

③**介護保険法の規定により要支援1以上の認定を受けた方**

※必要書類：介護保険被保険者証の写し

④**母子健康手帳の交付を受けている方で、手帳の交付から出産後2か月までの間の妊産婦**

※必要書類：母子健康手帳

※**重度身体障害者ハイヤー助成制度利用者は重複して利用はできません。**

〈助成額〉

**利用券1枚につき 350円です。**

〈利用券の枚数〉

住んでいる地区に応じて、利用券の枚数を年間24枚、36枚、60枚の3種類に別けて交付します。年度途中での交付につきましては月割りの枚数となります。

〈申請手続〉

1. 令和6年度に利用されている方は、申請不要で「利用者資格者証」および「利用券」が送付されます。
2. **今年度中に満75歳に到達される方は2月上旬に確認書を送付しております**ので、利用の有無を返信願います。
3. 1・2以外の対象者は、高齢者等外出支援ハイヤー等利用申請書の提出が必要です。

〈利用方法〉

対象者は、「利用者資格者証」を運転手に提示し、降車時に料金に応じて「利用券」を提出するとともに、利用料金から利用券1枚当たりの助成金額を控除した額をお支払いください。 **※利用券は、1度に何枚使用してもかまいません。**

〈申請先〉

福祉保健総合センター「きらり」内 福祉保健課 社会福祉係 または 沙留出張所

■お問合せ 福祉保健課 社会福祉係 Tel82-4120

## 住宅入居者募集のお知らせ

興部町では、次の住宅について入居者を募集します。

申込者に応じて、申込時の必要書類が異なりますので、お早目にご相談ください。

【募集している住宅】

- 元町団地：(59-1-3棟) 3LDK 1戸
- 泉町団地：(2号棟) 3LDK 1戸、(3号棟) 3LDK 1戸
- 新泉町団地：(1-1棟) 3LDK 1戸
- 緑ヶ丘団地：(56-1棟) 3LDK 1戸
- 新沙留団地：3LDK 2戸
- 特定公共賃貸住宅：3LDK 1戸
- 産業振興住宅：1LDK 1戸

※募集住宅の詳細は、興部町ホームページ (<https://www.town.okoppe.lg.jp>) または、下記へお問い合わせください。

【入居申込資格】

• 町税・上下水道料・保育料等に未納が無い方。

※他にも要件等がありますので、詳しくは、下記へお問い合わせください。

【申込期限】 **4月15日（火曜日）17：15まで**

■お問合せ 建設課 住宅管財係 Tel82-2166



## 防犯用電話自動応答録音装置の購入費を助成しています

町では、高齢者を狙った特殊詐欺等の被害を防止するため、自動で警告メッセージを流し、通話内容を録音する装置を購入する場合に補助金が交付されます。回線や電話機によっては設置できない場合もありますので、購入を検討されている方は事前に装置を貸し出しておりますので、お気軽にご相談ください。

### ●補助金の対象者

65歳以上の方がいる世帯で、世帯員全員において町税等の滞納がない方が対象です。

### ●助成内容

装置の購入費の **3/4を助成し、8,000円を限度額** とします。

### ●設置の流れ

- 1 装置の事前貸出：住民課 住民活動・環境係までお問い合わせください。
- 2 装置の購入、補助金の申請：下記の指定業者一覧にお問い合わせください。  
補助金の申請は委任状によって、直接指定業者が行います。
- 3 装置の設置：役場職員が装置の設置を行います。

### ●指定業者一覧

住所	指定業者名	電話
興部町仲町	(株)阿部電気商会	82-2528
興部町仲町	(株)ソーゴ	82-2043
興部町本町	(株)マルコウ	82-2015
興部町沙留元町	安藤商店	83-2007

■お問合せ 住民課 住民活動・環境係 Tel82-2164

## 健康推進係からのお知らせ

### ◎『ここいく広場』のお知らせ

子育て世代の保護者や子ども達が気軽に集まり相談できる場所として『ここいく広場』を開催しています。

◎日 程 今年度前期の日程は下記の通りとなります。

LINE や母子モ等での通知も実施しておりますので、登録をご希望の方はお問合せまでご連絡ください。※第2・4月曜日(祝・祭日等により変動あり)

・4月14日、28日 ・5月12日、26日 ・6月9日、23日  
・7月14日、28日 ・8月25日 ・9月8日、22日

○場 所 福祉保健総合センターきらり 大会議室

○時 間 10:00~15:00

○対 象 興部町に住んでいる、妊娠期から子育て中の保護者とその子ども

○内 容 様々な遊具を使って自由に遊べます。希望者にはお子さんの計測や相談対応もしています。毎日の家事や育児の息抜きに、お気軽にご参加ください♪

■お問合せ 福祉保健課 子育て世代包括支援センター Tel82-4170

### ◎『興部町一時預かり事業』について

近年の核家族化の進行や地域の繋がりの希薄化に伴い、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援として、きらりで実施している『ここいく広場』開催に合わせて一時預かり事業を実施しています。

◎日 時 **ここいく広場開催日の10:00~15:00の間** で保護者の希望する時間

○場 所 福祉保健総合センターきらり 大会議室

○対 象 興部町に住所のある6ヵ月~就学前の乳幼児  
※病児・病後児の預かりはできません。

○内 容 保育士による一時預かり

○定 員 原則1日2名まで

○利用料 無料

◎申 込 **利用希望日の3日前まで** に、きらり内子育て世代包括支援センターへ予約する。  
利用日当日に申請書類の提出をお願いします。

○持ち物 着替えやオムツ、ミルク、哺乳瓶、お昼を挟む場合は離乳食等必要な物は持参をお願いします。

○その他 不明な点など、詳細につきましては下記までお問合せください。

■お問合せ 福祉保健課 子育て世代包括支援センター Tel82-4170

### ◎『興部元気会』新規会員募集のお知らせ

「興部元気会」では、閉じこもりを予防し、いつまでも健康でいきいきと生活していけることを目標に中央公民館2階の講堂で毎月2回、沙留公民館の講堂で冬期(12月から3月)のみ月1回、体操実践を中心に活動しています。おおむね65歳以上の方で、ご自身で会場に来ることができる方であれば、どなたでも参加できます。また、申し込み等の手続きもございませんので、気楽にお近くの会場までお越しください。

◎日 時 **4月9日(水曜日)・4月23日(水曜日)**

○時 間 **13時30分~15時00分**

○場 所 中央公民館 2階講堂

○参加料 無料

○持ち物 タオル、飲み物、運動用の靴など(各自ご持参ください)

※令和7年5月以降の開催日につきましては、下記連絡先までお問い合わせいただくか、興部町ホームページをご参照ください。

■お問合せ 福祉保健課 健康推進係 Tel82-4170

## 畜犬取締及び野犬掃とうの実施について

興部町畜犬取締及び野犬掃とう条例第6条第2項の規定に基づき、次のとおり畜犬取締及び野犬掃とうを実施いたしますのでお知らせします。

1. 実施期間 4月1日より9月30日まで
2. 実施区域 興部町全域
3. 実施方法 捕獲等
4. その他

- ①放し飼いは厳禁です。犬を飼育している場合は登録・予防注射を実施のうえ、檻にいれるか2メートル以内の丈夫な網・鎖でつないでください。放し飼いの犬は、積極的に駆除していきます。飼い犬が逃げた場合は、役場や警察までご連絡願います。
- ②犬等ペットのフンは必ず始末してください。「北海道動物の愛護及び管理に関する条例」により、他人へ迷惑をかけない飼い方も飼い主の責務となっております。条例を守られなかった場合、勧告、措置命令、罰則等が適用されます。
- ③鳴き声に注意して下さい。動物の大きな鳴き声は、近所の人にとって迷惑となり、トラブルのもととなります。番犬として吠えることも大切ですが、無駄吠えをしないよう、しっかりとしつけを行ってください。

■お問合せ 住民課 住民活動・環境係 TEL82-2164

## 「令和7年度 奨学生」の募集について

興部町では、教育の機会均等と教育の振興を図るため、学業成績が優秀で経済的理由により修学が困難な方に対し奨学金を交付しています。

次により令和7年度に対象となる生徒を募集いたします。

- 1 応募できる方  
奨学金の交付を受けられる方は、本町の住民で次の各号に該当する方。  
(1) 高等学校（高等専門学校を含む。）または、これと同等の学校に就学する方、もしくは在学者  
(2) 健康で学業優秀、性行善良な方  
(3) 学資の支弁が困難な方
- 2 応募方法および期間  
4月18日（金曜日）までに教育委員会が定める様式により、申請書および関係書類を添えて通学している高校（興部高等学校）に提出してください。関係書類については、高校（興部高等学校）または教育委員会にあります。  
※記載の高等学校以外の場合は、教育委員会までご連絡願います。
- 3 奨学生の選定および奨学金  
(1) 奨学生は、教育委員会の審査により決定します。  
(2) 奨学金は、月額10,000円として1年間交付します。また奨学金の返済については免除します。
- 4 その他  
不明な点や詳しいお問い合わせは、教育委員会・総務学校係（TEL 82-2552）まで連絡願います。

## おこっぺ町地域づくりサポートの会 交流事業のお知らせ

### ◎手芸のつどい

町民の方と一緒に作品づくりを行う『手芸のつどい』を開催しております。ふれあいサロン『ほっと』で手芸を楽しみたいと思いますのでどうぞお気軽にお越しください。年代は問いません、子育て中のお母さん、若い世代の方の参加も大歓迎です。

日程		予定作品
4月	18日 (金曜日)	作品：巾着型バッグ 持ち物：A布 100 cm×60 cm B布 40 cm×40 cm 丸ひも 0.5 cm×180cm
5月	16日 (金曜日)	作品：三色バッグ 持ち物：表布 A布 20 cm×50 cm (2枚) B布 20 cm×50 cm (2枚) C布 20 cm×50 cm (2枚) 裏布 50 cm×100 cm 芯地 50 cm×100 cm 持ち手 6.5 cm×40 cm (表布の一色を使う)
6月	20日 (金曜日)	作品：サマーパンツ 持ち物：表布 110 cm×180 cm ゴムテープ 2.5 cm×100 cm
7月	18日 (金曜日)	作品：はぎれで作るトートバッグ 持ち物：表布 100 cm×60 cm (配色された布) 裏布 100 cm×60 cm キルト綿 100 cm×60 cm
8月	8日 (金曜日)	作品：ファスナー付バッグ 持ち物：表布 50 cm×50 cm 裏布 50 cm×50 cm ファスナー 40 cm
9月	19日 (金曜日)	作品：ハンドルバッグ 持ち物：表布 50 cm×50 cm 裏布 50 cm×50 cm

※各回の材料の他に裁縫道具をお持ちください。

※材料の都合がつかない方は事前にご相談ください。

### ◎ミシンの日

『ミシンの日』は町民の皆さんがサロンにあるミシンを使って、ご自由に作りたい作品を作る日です。ミシンの使い方は手芸グループの会員が説明いたします。

お子さんの道具袋や、服のリフォームや繕いなど、自宅にミシンが無い方、作り方に自信が無い方など裁縫の相談もいたしますので、どうぞお気軽にご利用ください。

### ◎日 程

- ・4月25日（金曜日） ・5月23日（金曜日） ・6月27日（金曜日）
- ・7月25日（金曜日） ・8月22日（金曜日） ・9月26日（金曜日）

※作りたい作品の材料（布・ミシン糸等）をご持参下さい。

○時 間 10:00～16:00 （午前のみ、午後のみ参加も可能です）

※昼食時間 12:00～13:00

○場 所 ふれあいサロン『ほっと』（興部町仲町）

○対象者 町民どなたでも参加できます。

◎申 込 初めての方は、開催日の前日までに下記の問い合わせ先へお申し込みください。

■お問合せ 手芸活動グループ代表 西川 紀子 TEL 82-2283

## 自転車用ヘルメットの購入費用に補助金を交付します

令和5年4月から自転車に乗るすべての人に対してヘルメットの着用が努力義務とされました。これを受け町では、自転車乗車中の交通事故の被害の軽減とヘルメット着用の普及促進を目的として、**令和5年10月1日以降に購入したヘルメットの費用の一部に対し、補助金を交付**します。

### ■補助額

**限度額2,000円 一人 1個**

※ヘルメットを購入した額に1/2を乗じた得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、2,000円を限度額とします。

ヘルメットは次のいずれかの承認を受けた新品のものに限ります。

- ・SGマーク（一般財団法人製品安全協会）
- ・JCFマーク（公益財団法人日本自転車競技連盟）
- ・CEマーク（欧州連合の欧州委員会）
- ・GSマーク（ドイツ製品安全法）
- ・CPSCマーク（米国消費者製品安全委員会）



### ■対象となる方

令和5年10月1日以降にヘルメットを購入し、町内在住で住民登録されている方  
※一人一回限り

### ■対象とならない方

- ・小学生、中学生で町の交通安全協会からヘルメットの贈呈を受けている児童生徒
- ・令和5年9月30日以前に購入された方は対象外。（令和5年10月1日から令和9年3月31日までにヘルメットを購入したものが対象となります。）

### ■補助金申請の流れ

①ヘルメット購入後、所定の申請書に必要な書類を添付し住民課住民活動・環境係へ提出

#### 【必要な書類】

- 1) 本人が確認できるもの（免許証、マイナンバーカードなどのコピー）
- 2) 領収書等は、申請者または使用者の氏名、領収日、領収金額、購入先、購入品名が記載されているもの。
- 3) 安全性の承認を受けたヘルメットであることが分かる書類（自転車用ヘルメットの保証書の写し）
- 4) 補助金振込先が分かる通帳またはキャッシュカードのコピー

**※購入に際し使用したカード等でのポイント使用分および送料は対象外となります。**

②交付決定通知が届いたら、指定した口座に補助金が振り込まれます。

**※振込までに2～3週間程度かかります。**

### ■申請期間

自転車用ヘルメット購入費補助期間については、令和5年10月1日～令和9年3月31日までに交付申請がなされたものとなります。

### ■ホームページ/QRコード

詳細は興部町ホームページで確認 <https://www.town.okoppe.lg.jp>

■お問合せ 住民課 住民活動・環境係 Tel 82-2164



## 生ごみの減量化対策補助のお知らせ

町では、各家庭での生ごみの処理を促進しごみの減量化を図るため、生ごみ破砕機（ディスポーザー）等の購入に必要な経費を補助しております。

補助金額につきましては、**購入価格の4分の3以内、最高75,000円**までとなっております。ディスポーザーについては1台3～4万円ほどの自己負担で設置することができます。

キッチンの形状によっては設置できない場合もありますので、詳しくは町内の排水設備指定業者にご確認ください。

また、生ごみ減量化の対策として、食品ロスを意識しながらディスポーザーを利用することで、生ごみを出す手間も軽減され、二酸化炭素の排出削減、ごみ処理費の削減にもつながります。今一度ごみ減量化に向けてご家庭で考えてみませんか。

**※以前に補助金を利用されている方につきましても、6年を経過すれば再度補助金を受けることが可能です。壊れて使わなくなってしまった方なども再度ご検討ください。**

■お問合せ 住民課 住民活動・環境係 Tel 82-2164

## 在宅ホームヘルパーを募集します

興部町社会福祉協議会では、下記のとおりホームヘルパーを募集いたします。

募集職種	ホームヘルパー職員（準職員）	ホームヘルパー職員 （時間給契約職員）
業務内容	○介護保険法における訪問介護および予防介護業務（入浴介助・買物・炊事洗濯など）、ハウス待機業務	
勤務時間等	○月曜日～日曜日（祝日含む） 4週8休、シフト制になります。 早番 8:30～17:30 遅番 13:00～22:00	○月曜日～日曜日（祝日含む） 8:00～22:00 （勤務時間・日数については ご相談に応じます。）
賃金	○介護福祉士 189,500円 ○実務者研修・初任者研修 （旧2級ヘルパー）180,600円	○介護福祉士 時給 1,111円 ○実務者研修・初任者研修 （旧2級ヘルパー）時給 1,061円
各種手当	○期末手当（6月、12月、3月） ○扶養手当 ○寒冷地手当 ○住居手当 ○処遇改善手当 ○通勤手当（片道10km以上）	○通勤手当（片道10km以上） ○処遇改善手当 ○期末特別賃金（12月）
保険・福利厚生	○雇用 ○労災 ○厚生 ○健康	○労災
募集人数	いずれか1名	
年齢要件	65歳未満で通勤可能な方	
応募資格	○介護福祉士 ○実務者研修・初任者研修（旧2級ヘルパー） ※上記の資格のいずれかが必須 ○普通自動車免許（AT限定も可）	
申込期日	随時受付中（施設内見学できます！お気軽にお電話ください！）	
採用日	面接後より応相談	
提出書類	履歴書（顔写真付き）1通 資格証明書（写）1通	
選考日時	選考日時につきましては、応募者に別途ご連絡をさせていただきます。	
お問合せ・申込	〒098-1603 興部町東町「きらり」内 興部社協ホームヘルプサービスセンター（担当 大池）Tel 82-2743	

## 興部町雇用者住宅建設支援制度のお知らせ

興部町では、従業員の方が居住するための社宅（雇用者住宅）を新築する事業者の方に対して、建設費用の一部を補助することを目的とした『興部町雇用者住宅建設支援条例』を制定し、令和2年度より実施しております。このたび、**制度の期間および内容が変更となりましたのでお知らせいたします。**

**※制度の期間について、令和7年3月31日で終了予定となっておりましたが、令和12年3月31日までの5年間延長することとなりました。**

**※制度の内容について、これまで新築のみが対象となっておりましたが、中古住宅の購入費および中古住宅の購入とあわせて町内住宅関連業者が施工する10万円以上の改修・改装工事費について、新たに補助することとなりました。**

支援の対象者や、補助金等の制度の内容については次のとおりです。

1. 制度の名称 興部町雇用者住宅建設支援条例
2. 対象者

(1) 雇用者住宅の新築工事または中古住宅の購入および改修・改装工事により、新たに固定資産税の納税義務者となりうる興部町に現に住所を有する事業者で、主な要件は以下のとおりです。

- ①本町の区域内において、雇用者住宅の新築工事または中古住宅の購入及び改修・改装工事をする方。
- ②国税、地方税および地方公共団体に納付すべき使用料等を滞納していない方

**※この他にも要件等がありますので、詳細については、町担当課係までお問い合わせください**

3. 補助の金額および要件

(1) 戸建形式住宅、長屋若しくは共同住宅の新築工事 ※これまでと変更はありません。

交付対象者	補助金額			
	町内建築業者による施工		町外建築業者による施工	
	対象床面積 1平方メートル 当たり	1戸当たり 限度額	対象床面積 1平方メートル 当たり	1戸当たり 限度額
興部町に現に住所 を有する事業者	7,500円	100万円	3,750円	50万円

(2) 寄宿舍の新築工事 ※これまでと変更はありません。

交付対象者	補助金額			
	町内建築業者による施工		町外建築業者による施工	
	1室当たり	1棟当たり 限度額	1室当たり	1棟当たり 限度額
興部町に現に住所 を有する事業者	40万円	200万円	20万円	100万円

(3) **中古住宅購入および改修・改装工事**

交付対象者	補助金額
興部町に現に住所 を有する事業者	購入等に要した費用（購入費、土地取得費、改修・改装工事費）に20%を乗じた額とし、1戸当たり 上限額は80万円

(4) 上記(1)から(3)により算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、その金額を切り捨てるものとします。

**※対象となる改修・改装工事は、建物の内外装の改修・改装工事(増築は含まない)、給湯器、風呂、台所、トイレおよび暖房設備の取替工事などです。また、興部町その他公共団体などから資金として助成金、交付金などの交付を受けて工事する場合の費用、家具や電化製品などの住宅用備品(エアコン、ストーブ、後付照明器具など)、外構や物置などは対象となりません。**

4. 補助金の申込みから交付までの流れ  
補助金は、工事または住宅を購入(改修・改装工事が完了)した翌年度に交付することとします。

### (1) 新築工事

- ①工事着工前に【雇用者住宅建設支援補助金申込書】を町に提出します。
- ②町で申込書を受理し、内容確認の上、申込者に対して確認した旨の通知をします。
- ③建築基準法に係る確認申請手続き等終了の後、工事着工
- ④工事完了
- ⑤町担当職員による完了検査を実施します。  
**※1月1日から12月31日までの期間に工事が完了し、かつ、町担当職員による完了検査が終了した住宅について、翌年の補助金交付対象となります。**
- ⑥完了検査が終了した翌年の4月1日から4月30日の期間に補助金の交付申請をしていただきます。
- ⑦町で審査を行い、支障がない場合は、補助金交付決定書により、交付対象者に通知し、速やかに補助金を交付します。

### (2) 中古住宅購入および改修・改装工事

- ①中古住宅購入前に【雇用者住宅建設支援補助金申込書】を町に提出します。
- ②町で申込書を受理し、内容確認の上、申込者に対して確認した旨の通知をします。
- ③中古住宅購入および改修・改装工事完了
- ④町担当職員による完了検査を実施します。  
**※1月1日から12月31日までの期間に購入および改修・改装工事が完了し、かつ、町担当職員による完了検査が終了した住宅について、翌年の補助金交付対象となります。**
- ⑤完了検査が終了した翌年の4月1日から4月30日の期間に補助金の交付申請をしていただきます。
- ⑥町で審査を行い、支障がない場合は、補助金交付決定書により、交付対象者に通知し、速やかに補助金を交付します。

5. 制度の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間です。

**※令和12年12月31日までに、雇用者住宅を新築または中古住宅の購入および改修・改装工事が完了し、かつ町による完了検査が終了している物件が対象となります。**

※申請および手続きなどについては、下記までお問い合わせください。

■お問合せ 建設課 建築係 TEL82-2166

## 興部町定住促進住宅建設支援制度のお知らせ

興部町では、町民の方々や移住してきた方が町に定住していただけるよう、定住の促進および居住の安定を図るため、住宅を新築、増築、改築、または中古住宅を購入する方に対し、建設費用若しくは購入費用の一部を補助することを目的とした『興部町定住促進住宅建設支援条例』を制定し、令和2年度より実施しています。このたび、**制度の期間および内容が変更となりましたのでお知らせいたします。**

※**制度の期間について、令和7年3月31日で終了予定となっていました、令和12年3月31日までの5年間延長することとなりました。**

※**制度の内容について、中古住宅の購入とあわせて町内住宅関連業者が施工する10万円以上の改修・改装工事費について、新たに補助することとなりました。また、限度額についても、これまでの50万円から80万円に増額されました。**

支援の対象者や、補助金等の制度の内容については次のとおりです。

1. 制度の名称 興部町定住促進住宅建設支援条例

2. 対象者

(1) 興部町内に住宅を新築、増築、改築し、または中古住宅の購入および改修・改装により新たに固定資産税の納税義務者となりうる方で、主な要件は以下のとおりです。

- ① 興部町民および今後、興部町に転入しようとする方で、5年以上居住することを確約する方。
- ② 町税および町に納付すべき公共料金を滞納していない方。

※**この他にも要件等がありますので、詳細については、町担当課係までお問い合わせください**

3. 補助の金額および要件

(1) 新築工事、増築工事、改築工事 ※これまでと変更はありません。

交付対象者	補助金額			
	町内建築業者による施工		町外建築業者による施工	
	対象床面積 1平方メートル あたり	1戸当たり 限度額	対象床面積 1平方メートル あたり	1戸当たり 限度額
町民・転入者	15,000円	200万円	7,500円	100万円

(2) 中古住宅購入および改修・改装工事

交付対象者	補助金額
町民・転入者	購入等に要した費用（購入費、土地取得費、改修・改装工事費）に20%を乗じた額とし、1戸当たり 上限額は80万円

(3) 上記(1)および(2)により算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、その金額を切り捨てるものとします。

※**対象となる改修・改装工事は、建物の内外装の改修・改装工事(増築は含まない)、給湯器、風呂、台所、トイレおよび暖房設備の取替工事などです。また、興部町その他公共団体などから資金として助成金、交付金などの交付を受けて工事する場合の費用、家具や電化製品などの住宅用備品(エアコン、ストーブ、後付照明器具など)、外構や物置などは対象となりません。**

4. 補助金の申込みから交付までの流れ  
補助金は、工事または住宅を購入(改修・改装工事が完了)した翌年度に交付することとします。

(1) 新築工事、増築工事、改築工事

- ① 工事着工前に【定住促進住宅建設支援補助金申込書】を町に提出します。
- ② 町で申込書を受理し、内容確認の上、申込者に対して確認した旨の通知をします。
- ③ 建築基準法に係る確認申請手続き等終了の後、工事着工
- ④ 工事完了
- ⑤ 町担当職員による完了検査を実施します。

※**1月1日から12月31日までの期間に工事が完了し、かつ、町担当職員による完了検査が終了した住宅について、翌年の補助金交付対象となります。**

- ⑥ 完了検査が終了した翌年の4月1日から4月30日の期間に補助金の交付申請をしていただきます。
- ⑦ 町で審査を行い、支障がない場合は、補助金交付決定書により、交付対象者に通知し、速やかに補助金を交付します。

(2) 中古住宅購入および改修・改装工事

- ① 中古住宅購入前に【定住促進住宅建設支援補助金申込書】を町に提出します。
- ② 町で申込書を受理し、内容確認の上、申込者に対して確認した旨の通知をします。
- ③ 中古住宅購入および改修・改装工事完了
- ④ 町担当職員による完了検査を実施します。

※**1月1日から12月31日までの期間に購入および改修・改装工事が完了し、かつ、町担当職員による完了検査が終了した住宅について、翌年の補助金交付対象となります。**

- ⑤ 完了検査が終了した翌年の4月1日から4月30日の期間に補助金の交付申請をしていただきます。
- ⑥ 町で審査を行い、支障がない場合は、補助金交付決定書により、交付対象者に通知し、速やかに補助金を交付します。

※**これまでどおり中古住宅の購入のみでの申込みも可能です。**

5. 制度の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間です。

※**令和12年12月31日までに、住宅を新築、増築、改築、または中古住宅の購入および改修・改装工事が完了し、かつ町による完了検査が終了している物件が対象となります。**

※**申請および手続きなどについては、下記までお問い合わせください。**

■お問合せ 建設課 建築係 TEL82-2166

**【目指せ！1000日！】**  
**令和7年4月1日**  
**町内の交通死亡事故ゼロ634日**  
**スピードダウンとシートベルトの全席着用**

